

平成30年第5回天草市教育委員会臨時会会議録

1 期 日 平成30年3月26日(月)午後2時30分開会

2 場 所 天草市男女共同参画センターばぼらす 会議室

3 本会議に出席した教育委員

委員 長	花 里 昌 直	委員長職務代理者	黒 鶴 進 治
委 員	木 下 えり子	教 育 長	石 井 二三男

4 本会議に欠席した教育委員

委 員	行 合 八恵子	委 員	蓑 田 え り
-----	---------	-----	---------

5 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	森 下 洋 一	教育総務課長	柴 田 和 人
学校教育課長	山 本 洋 介	学校教育課教務1係係長	池 田 恵美子
総務企画係長	出 永 圭 史		

6 本会議に付した議題等

(1) 審議事項

議第13号 事務局職員の人事異動について

議第14号 天草市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(学校教育課)

議第15号 天草市立小・中学校統合推進協議会設置要綱を廃止する告示の制定
について

(教育総務課)

議第16号 天草市小・中学校各種大会出場奨励金交付要綱の制定について

(学校教育課)

7 本会議の概要

(1) 開会

花里委員長： ただ今から、平成30年第5回天草市教育委員会臨時会を開催する。傍聴人がいないことを確認する。

(2) 議案

議第13号 事務局職員の人事異動についてについて

花里委員長： 本件については秘密会で協議を行いたい。秘密会とするには、天草市教育委員会会議規則第14条第1項ただし書の規定により、出席委員の3分の2以上の賛成が必要である。秘密会とすることに賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成ということであるので本件は秘密会とする。関係職員以外の者については退席をお願いします。

秘密会のため議第13号については、記録なし

議第14号 天草市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

花里委員長： 事務局から説明をお願いします。

山本学校教育課長： 議案書2ページ、新旧対照表は資料1ページから3ページになる。まず、資料1ページをお願いします。本件については、熊本県多子世帯子育て支援事業において、今回事業の拡充が行われ、18歳未満の児童のうち第3子以降の0歳から5歳児の保育料を無料

とし、保育園に加え幼稚園等も対象に追加をされたため、天草市においても県の事業拡充に併せ保育料の減免対象者、減免額等を規定している天草市立幼稚園条例施行規則を改正するものである。今回の主な改正点は、保育料減免対象者の追加と、減免限度額区分の第3子以降の区分について改正を行う。第4条第1項第4号については、園児が就園している施設等についてその範囲を明記している。次に第4条第1項の減免の対象となる世帯に第5号として、園児の属する世帯に園児の兄若しくは姉である18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が2人以上いる世帯を追加している。これは、資料2ページの減免限度額月額第3子以降の列にあるように、第3子以降について、これまでは園児の兄若しくは姉については、小学校1年生から3年生までとしていたが、年齢の制限を18歳まで拡充して市立幼稚園に就園させている多子世帯の経済的負担の軽減を図るものである。

花里委員長： ただ今、学校教育課長から説明があったが何か質問はないか。私から質問するが、どれくらい該当者がいるのか。

山本学校教育課長： 今年度のデータでの試算したところ、現在9名であるが拡充することで29名に増加する。

花里委員長： 他に質問はないか。なければ議第14号天草市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則の制定について承認してよろしいか。

(全員同意する)

議第15号 天草市立小・中学校統合推進協議会設置要綱を廃止する告示の制定について

花里委員長： 事務局から説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 議案書3ページをお願いします。当該要綱は天草市学校規模適正化推進計画に基づいた小中学校の統廃合事業を推進するために、各地域で設置していた学校統合推進協議会の設置の根拠となる規定であった。本年度末において学校規模適正化推進計画に基づく学校統合が全て終了する。そのため、平成30年4月1日をもって当該設置要綱を廃止するものである。

花里委員長： ただ今、教育総務課長から説明があったが何か質問はないか。

(なしとの声あり。)

花里委員長： なければ議第15号天草市立小中学校統合推進協議会設置要綱を廃止する告示について承認してよろしいか。

(全員同意する)

議第16号 天草市小・中学校各種大会出場奨励金交付要綱の制定について

花里委員長： 事務局から説明をお願いします。

山本学校教育課長： 議案書4ページから9ページをお願いします。本件については、現在、小中学校の各種大会出場に伴う支援について天草市補助金等交付要綱に規定し、大会に出場する児童及び生徒に対して補助金の交付を行ってきた。今回、事務の効率化を図ることを目的として、平成30年度から奨励金として交付することとしたため、今回要綱を制定する。

要綱の内容を説明する。まず、第1条趣旨については、天草市立小中学校の体育・文化活動の促進としている。次に、第2条交付対象者については、天草市内の小・中学校に在籍し、校長が学校部活動として許可する大会に出場登録する児童及び生徒としている。次に第3条交付対象の大会については3点掲げている。1点目として、中学校体育連盟、吹奏楽連盟、合唱連盟、音楽教育研究会、中学校技術・家庭科研究会又は中学校英語教育研究会が主催若しくは共催をする熊本県大会又は同大会を経て出場権を得た上

位の大会。2点目として、小学校運動部活動で熊本県内の大会を経て出場権を得た熊本県大会より上位の大会。3点目として、その他教育委員会が認める大会としている。次に第4条奨励金の額については議案書5ページの別表(第4条関係)のとおり、熊本県大会は対象経費の6割、九州大会・全国大会は対象経費の8割としている。第1条から第4条までの内容については、これまでの補助金等交付要綱の内容と同じ内容である。次に第5条交付申請等と第6条申請書の提出期限については、奨励金申請の流れを規定している。この奨励金交付要綱の制定については、事務の効率化を図ることを目的としている。今回、申請の流れで補助金等交付要綱と比較して、1点目、申請者の手続の回数が、これまで3回から4回必要であったものが1回で済む。2点目、学校教育課の手続が、これまで2回から3回の手続が1回で済むことになる。

花里委員長： ただ今、学校教育課長より説明があったが何か質問はないか。

黒鶴委員長職務代理者： 交付対象の第3条に規定されているその他天草市教育委員会が認める大会とはどのような大会が該当するのか。

山本学校教育課長： 平成30年度までは小学校の運動部活動が社会体育への移行期間であるため、社会体育移行している部活動等を想定している。平成31年度からは小学校運動部活動が社会体育に完全移行するため、スポーツ振興課の奨励金で対応することになる。

黒鶴委員長職務代理者： 大会としては県大会ではないが、すれすれの大会に出場する場合でも該当するのか。

山本学校教育課長： 小学校の運動部活動については、基本的に県大会より上位の大会を交付対象としている。

花里委員長： 部活動以外の社会体育、例えば空手等はスポーツ振興課の奨励金の補助対象だと思うが、今後は小学校部活動についても社会体育移行した場合にはそちらの対象となるのか。

山本学校教育課長： 現在、スポーツ振興課で対応している奨励金について、一般の社会体育クラブチームで参加している大会等についての部分になるが、基本的に県大会で勝ち上がり、県大会より上位の大会に出場する場合に、九州大会等で5,000円、全国大会で20,000円交付されていて、団体は上限30人までとなっている。これはあくまで一般の方と違いスポーツ振興課で扱っている児童・生徒に係るもので、一般の方はこれよりも低い補助額である。

花里委員長： 他に質問はないか。なければ議第16号天草市小・中学校各種大会出場奨励金交付要綱の制定について承認してよろしいか。

(全員同意する)

8 その他

柴田教育総務課長： 4月定例会の日程変更についてである。3月15日開催の教育委員会定例会において、4月25日(水)の開催と周知していたが、25日に市議会臨時会が開催予定である。申し訳ないが、定例会は翌26日(木)午後2時から本庁会議室で開催する。同日、定例会終了後、総合教育会議を開催することとしている。日程の調整をお願いする。

花里委員長： 他に何かないか。なければ以上をもって、本日の会議を閉じる。大変お疲れ様でした。